

**解禁 5/17 14:00**

**※ 延期の場合 5/24 14:00**

令和 8 年 5 月 11 日

国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所  
国土交通省 中部運輸局 海上安全環境部  
岐阜県海津警察署  
海 津 市

## 長良川で水上オートバイの違反行為を取り締ります ～ アジア競技大会開催に併せて集中的に実施 ～

木曾三川下流部は水面利用が盛んな地域ですが、特に長良川の東海大橋下流付近（海津市）では、近年、水上オートバイの利用が増加しており、違反行為<sup>\*</sup>と思われる操縦の情報も寄せられています。

重大な事故を未然に防ぐために、水上オートバイ等の無免許や飲酒後の操縦、ライフジャケットの未着用などを取り締まるパトロールを4機関合同で実施します。

なお、今回パトロールを実施する地域では令和8年9月にアジア競技大会ローイング競技が実施されます。開催まで重点的に同様のパトロールを実施する予定です。

※船舶職員及び小型船舶操縦者法に違反する行為



パトロールのイメージ



長良川における水面利用の状況

1. 実施日時 **令和8年5月17日（日）10:30～13:00**  
**（雨天時は5月24日（日）に延期）**
2. 実施場所 長良川 東海大橋～長良川大橋間（詳細は別添参照）  
（海津市駒ヶ江～海津市外浜）
3. 添付資料 長良川水面利用取り締まりパトロールの概要
4. 解 禁 **令和8年5月17日（日）14:00**  
延期の場合は**令和8年5月24日（日）14:00**

5. 配布先 桑名市政記者クラブ、大垣市政経済記者クラブ、  
中部地方整備局記者クラブ、東海交通研究会

6. その他 取材を希望される方は、  
5月14日（木）までに  
右のQRコードよりお申し込み下さい。



※雨天等によりパトロールを中止する場合は、事前に登録された  
連絡先にお知らせするほか、このQRコードを読み込んだ画面で  
もお知らせします。

< 問い合わせ先 >



< パトロールや水面利用に関する事 >

国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所  
(木曾三川下流部水面利用協議会 事務局)

副所長 おかざき ゆき 岡崎 友紀 占用調整管理官 やまぐち かつみ 山口 克美

TEL:0594-24-5718



< 船舶職員及び小型船舶操縦者法に関する事 >

国土交通省 中部運輸局 海上安全環境部

船員労働環境・海技資格課長 いながき ただひさ 稲垣 忠久

TEL:052-952-8027



岐阜県海津警察署

地域課長兼警備課長 なかむら たかおみ 中村 貴臣

TEL:0584-53-0110 (代)



海津市役所

市民生活部 文化・スポーツ課長 おがい まさひと 小粥 政人

TEL:0584-53-1536

パトロール実施箇所



パトロールの目的

01 重大な事故の防止

船舶職員及び小型船舶操縦者法に違反する行為（無免許、飲酒、ライフジャケット未着用など）を取り締まり、重大な事故の発生を未然に防ぎます。（他の地域では、これらの違反による死亡事故が発生しています。）

02 マナーやモラルの向上

水上オートバイ等の騒音やゴミの不法投棄、利用者間のトラブルなどの問題が発生しています。「木曾三川下流部 水面利用ルール」を周知しマナーやモラルの向上を図ります。



木曾三川下流部水面利用協議会  
ホームページ

03 アジア競技大会開催時の利用制限の周知

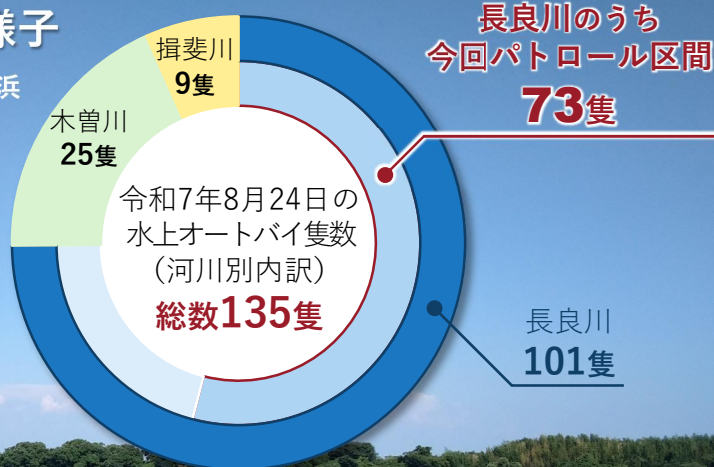
令和8年9月20日からアジア競技大会ローイング競技が長良川国際ポートコースで開催されます。

大会準備からレース本番、片付けまでを安全に行うために8月中旬から実施される河川敷と水面の利用制限を広く周知し大会の成功をサポートします。

## 長良川における水面利用の様子

撮影場所：長良川右岸 海津市海津町外浜  
撮影日：令和7年8月3日

水上オートバイ	約50隻
自動車	約100台



木曾三川下流部における水面利用の約50%が  
長良川の東海大橋下流地域に集まっています。

違反行為以外にも  
ゴミの不法投棄、利用者間のトラブル、騒音、交通  
トラブルなどの問題が発生しています。  
(右の写真は同地域に捨てられていたゴミ)



## 船舶職員及び小型船舶操縦者法の概要（水上オートバイの操縦に関すること）

- 水上オートバイを操縦するためには特殊小型船舶操縦士の免許が必要です。（違反者は30万円以下の罰金）

### 遵守事項

- ！ 飲酒をした状態で操縦してはいけません。
- ！ 遊泳者の近くを疾走するなど危険な走行をしてはいけません。
- ！ すべての搭乗者はライフジャケットを着用する義務があります。

違反した場合は、違反点数が付与されるほか、免許停止等の処分の対象となる場合や  
刑事罰の対象となる可能性があります。